

O E C D 加盟と韓国経済の課題

金 俊 行

目 次

1. はじめに
2. O E C D 加盟にいたる経緯
3. 早期加盟推進の背景
4. 加盟をめぐる論争
 - 1) 政府の見解「早期加盟推進論」
 - 2) 反論「加盟時期尚早論」
5. 早期加盟効果への疑問
6. 加盟の影響と韓国経済の課題
 - 1) 金融改革の現状と課題
 - 2) 資本市場自由化の現状と課題
 - 3) 海外投資および外国人投資の現状と課題
 - 4) 労使問題の現状と課題
7. 加盟の評価

1. はじめに

1996年10月11日、O E C Dはパリの本部で開いた理事会で、韓国の新規加盟を承認した。12日付朝刊各紙はこれを一面で取り上げ、「韓国、念願の先進国入り」(日経)、「先進国と国際認知」(朝日)と報じる一方で、「外資流入で混乱のおそれ」(朝日)、「市場開放圧力に不安も」(日経)といった論評を付け加えている。賞賛半分・憂慮半分といったところであろうか、あるいは建前と本音であろうか。13日付日経では、韓国金泳三(キム・ヨンサム)大統領の「国民に勇気と自負心を与えるものだ」という心境の披瀝を紹介している。

O E C D (Organization for Economic Cooperation and Development; 経済協力開発機構)は、1958年に発足したE E Cによる関税同盟に対抗するために、マーシャル・プランの受け入れ機関であったO E E Cを発展的に解消する形で、米国自身がカナダとともに加盟して、1961年に設立された(日本は1964年加盟)。その後、ケネディ・ラウンド(1964-67年)による平均30%関税引き下げ交渉が成功したことをみても、O E C D結成は、戦後復興を果たした西側先進工業国に対する米国による市場開放装置であったことがわかる。つまり、「先進国クラブ」とは、国際市場に向けて自国経済を自由化・開放した諸国の集まりという意味である。今日では、多くの公的機関統計上における先進国平均などといった概念は、O E C D加盟国がその対象となり、世界人口の約2割の会員国で、世界G N Pの8割、世界貿易量の7割を占めている。韓国はその29番目のメンバーとなり、アジアでは日本に次いで2国目である。韓国政府が、これを快挙として自負するのも根拠のことではない。以降、韓国経済について論じる度に「O E C D入りを果たした」といった形容がついて回り、サクセス・ストーリーの輝かしい帰結として取り扱われている感がある。

さて、O E C Dは、1994年以降メキシコ、ポーランド、ハンガリーなどを次々と新規加盟国と

して承認し、WTO体制下での自由化・規制緩和といった先進国規範を新興工業国および東欧諸国に拡大してきた。東西冷戦が崩壊し、市場経済へ移行する国々を巻き込む形で進行する国際経済のメガ・コンペティションの中で、一定規模に達したいわゆる非先進諸国を個別指名してOECDメンバーの一員として招き入れてきた。そういう脈絡からも、韓国的新規加盟は、あるいは自然な成り行きなのかも知れない。しかし、一国経済が、それまでの発展途上国としての取り扱いを卒業して、先進国水準の経済制度を受け入れることは、かなりの覚悟が必要である。自由化・開放化の波が押し寄せてくることは不可避的であるとはいえ、OECD加盟を契機にして自らこの波に飛び込む訳であるから、対内外的環境の変化は、予測し難いほどに激しいものとなるであろう。

本稿では、韓国がOECDに加盟するまでの経緯と背景を概観した後、韓国国内で展開された加盟をめぐる論争を紹介し、最後に韓国経済における加盟の影響およびいくつかの課題について考察を試みたい。

2. OECD加盟にいたる経緯

1) 加盟申請までの経緯

韓国政府がOECD加盟を検討したのは意外に早く、1983年にさかのぼる。1970年代の持続的高度成長によって、韓国経済は西ドイツのライン川の奇蹟と称された戦後復興になぞられて「漢江の奇蹟」と賞賛され、OECD自身、韓国を新興工業国（NICS）という新しいカテゴリーに分類し、注目するようになったのは、1978年頃のことであった。<表1>に見るよう

に、1978年6月には米国財務長官が韓国のOECD加入を提案し、同年10月には設立されたばかりのOECD鉄鋼委員会に韓国は加入を招請され、貿易委員会の輸出信用グループにオブザーバーとして参席している。1980年1月には、OECD事務局から韓国との経済協議会開催が呼びかけられ、こうして1982年にスタートした第5次経済社会発展5ヶ年計画を策定した全斗煥政権経済チームを中心に加盟問題が検討されたのである⁽¹⁾。しかし、結論は「時期尚早」であった。当時、韓国経済は第2次オイルショック以降の世界同時不況の波にのみこまれ、史上初のマイナス成長を記録したばかりでなく、外資導入による急速な重化学工業化推進のツケとして莫大な対外債務の累積に直面し、他でもなくOECDが「韓国金融危機の懸念」という警告を発していたときであるから、それも当然のことであろう。

しかし、1985年G5「プラザ合意」以降の急激な円高・ドル安にリンクしたウォン安と国際金利の大幅な下落、加えて原油価格の同時急落によって、韓国経済は1988年のソウルオリンピック開催をピークに驚異的な経済成長を果たした。ここで韓国のOECD加盟問題が、にわかに再燃し始める。やはり、火をつけたのはOECDの側であった。1989年3月には、日本の加盟25周年記念会議で、ペイエ事務総長自身が、韓国を会員国候補として具体的に指名したが、これは日本が1964年東京オリンピックを契機にOECD加盟をはたしたことを意識したものであったと思われる。これらの動きを得て、韓国政府は翌1990年11月に始まった「第7次経済社会開発5ヶ年計画（1992-96）」の審議過程で、同計画完了時期に際してOECD加盟を推進する

(1)財政経済院『経済白書』1995年版、ソウル、497ページ

<表1>韓国のO E C D 加盟推進経緯

1. 1970年代	
・1978年6月	米国財務長官が韓国のO E C D 加盟提案
・1978年10月	鉄鋼委員会設立直後、韓国加入招請 貿易委員会傘下の輸出信用グループにオブザーバー参加要請（韓国、オブザーバーとして参席）
2. 1980年代	
・1980年1月	O E C D事務局、韓国と経済協議会開催提案
・1988年4月	東京開催、米・日・欧高位級会議時、韓国のO E C D 加盟勧告
・1989年1月	O E C D事務局長、アジアN I E S 中で韓国を有力な加盟候補国と発言
・1989年3月	ペイエ事務総長、O E C D会員国候補として韓国を指名
3. 1990年代	
・1990年2月	韓国、朝鮮実務班に正式加入推進決定
・1991年4月	政府調査団派遣（9月、11月も）
・1991年10月	O E C D事務総長訪韓、政府「90年代中盤加盟意志」表明
・1991年11月	パリで第7次計画説明会開催
・1992年1月	第7次5ヶ年計画審議会で「同計画後半期に加盟推進」確定
・1992年4月	O E C D閣僚理事会、韓国の加盟問題協議 韓国・O E C D間公式接触を歓迎
・1993年6月	O E C D閣僚理事会声明に「韓国の参加活動拡大を歓迎」
・1993年7月	新経済5ヶ年計画で「96年加盟」計画確定
・1994年2月	韓国経済検討会議開催（パリ）
・1994年4月	外務長官名の書簡発送、96年加盟の日程提示
・1994年6月	閣僚理事会で韓国の加盟条件協議に関する権限を事務局に委任
・1995年3月	加盟申請書提出

出所) 財政経済院『経済白書』1995年版、ソウル、498ページ

という方針を定め、以後活発な相互訪問を繰り返し、O E C D傘下各種委員会に積極的に参加していった。1992年には貿易委、経済動向検討委、93年には工業、鉄鋼、経済政策、環境、資本移動および貿易外取引委、94年には国際投資および多国籍企業、財政消費者政策、金融市場、海運、農業委など、1995年1月の保険委まで合計21の専門委員会にオブザーバーとして参席し、朝鮮作業班、開発センター、原子力機構などの関係機関には正会員として活動を開始している⁽²⁾。

1993年、30年以上続いた軍事政権に終止符を打って、金泳三文民政権が発足したが、同年6

月のO E C D閣僚理事会声明は「韓国の参加拡大を歓迎」し、これを受けて翌7月2日、金政権5年間の経済政策基調を表明した「新経済5ヶ年計画（1993－97）」においても、1996年末までのO E C D 加盟を掲げた。これによって、韓国のO E C D 加盟問題は、経済の「先進化」「国際化」を政策理念とする金泳三政権にとって、任期中の一大公約となつたのであった。翌1994年4月に、韓国政府は加盟意志をO E C D側に公式伝達し、6月に開催されたO E C D閣僚理事会は事務局に韓国の加入交渉権を委任した。この段階で、初めて韓国政府は、加盟申請を提出できる資格を得たわけである⁽³⁾。

(2)同上、503ページ<表5－8>参照

(3)この時期、韓国政府は同時にN A F T A（北米自由 ↗

2) 加入申請後の経緯

韓国政府は1995年3月29日、加盟申請書をパリのOECD事務局に正式に提出し、同時にパリ駐仏大使館内にOECD加盟支援事務所を設置した。以降の手続きの核心は、OECD諸規定の受諾をめぐる協議とOECD内の審議となる。ここで問題となるのは、OECD会員国に課せられる一般的義務、勧告的義務、自由化義務など義務事項を必ずしもすでに遵守し得ていることが前提となっているのではなく、あくまでもその方向性に向けた準備と、何よりも申請国の経済運営方式がOECDの価値観と理念と一致しているかどうかが重視されている。

韓国政府は、同年7月末にOECD規定に対する国内制度および政策に関する説明資料を加盟協議参考資料として提出し、10月にはOECD事務局調査団が訪韓して独自に政策資料を収集した。その後OECD委員会中7委員会が審査に参与することを希望し、理事会がこれを承認することによって、11月から翌1996年7月まで韓国政府との協議および審査を進行させていった。各委員会の開催状況は、<表2>のとおりである。

個別委員会別の主要事項を概観すると⁽⁴⁾、まず1995年11月に開催された海運委員会審議では、韓国の海運政策水準がOECD会員国として遜色無しと判断されて無事これを完了し、続いて12月に開催された保険委員会では、韓国政府が1990年代初めから持続的に推進してきた政策改善、すなわち保険サービスの国境間移動許容、保険証個人制度導入、外国保険会社の国内支店

→貿易協定) 加盟を検討したといわれ、このことは韓国国内の経済専門誌でも報道された(『毎日経済新聞』1994年4月18日付)。結局、その結論は「見送り」であったが、その理由について、谷浦氏は、メキシコ製品との競合の回避と国内産業の保護にあるとし、田中氏は、特に農産物市場の開放を回避したと見ている。谷浦妙

<表2>韓国のOECD加盟関連委員会開催現況

委員会	区分	現況
海運	審査	1995年11月2日完了
保険	審査	1995年12月1日完了
金融市場	審査	1996年2月26日完了
環境	審査	1996年5月10日完了
財政	審査	1996年6月26日完了
CMIT/CIME	審査	1996年7月5日完了
農業	論議	1995年11月9日完了
経済開発検討	論議	1996年3月18日完了
雇用・労働・社会	論議	1996年4月16日完了
貿易	論議	1996年5月2日完了

出所) 財政経済院『経済白書』1996年版、ソウル、423ページ

設置許可基準の透明性向上などが評価され、やはり問題なく終了した。実際の審議日程とは少し順序が前後するが、1996年の5月には環境政策委員会が開催された。OECD環境関連規定はOECD全体規定の約3分の1を占めているほど重要視されているが、韓国政府はこれらをすべて原則的に受容すると意志表明することで審議を通過することができた。ただし、審議過程では、OECD規定以前に国際環境協約に対する韓国の立場をただす質疑が提起されたことに留意する必要があるだろう。

さて、当初から各種審議の最大の難関と目されていたのが、2月に開催された金融市場委員会と、7月の経常貿易外取引自由化規約(CMIT)および資本移動自由化規約(CMIE)に関する審議であった。特に、CMIT・CMIEはOECD2大自由化規約とされ、会員国に対しては法的拘束力を持つ核心的事項であることからも、これは合同会議を通じて審議され

子『NAFTAとアジア経済』アジア経済研究所、1996年、131ページおよび田中直毅『アジアの時代』東洋経済新報社、1996年、68~69ページ参照

(4)財政経済院『経済白書』1996年版、ソウル、424~428ページ参照

た。韓国政府は、1993年に制定された「3段階金融市場開放および金融自由化計画」や、「外国為替制度改革計画」の内容と政策意志を懸命に説明する一方で、関連制度の先進化の速度と方法に関してはあくまでも経済与件に適合した形で推進することに対する理解を求めてO E C D会員国の説得に努めた。一方、O E C D側から提起された課題は、外国人直接投資業種自由化、友好的M & Aの範囲拡大、外国金融機関の国内支店設置拡大、株式・債券などの資本移動自由化、貿易関連信用範囲拡大などに集中したが、何よりも根本的に提起されたのは、韓国が推進している自由化措置の加速化とその範囲の拡大に集約されていた。これに対する韓国政府のパフォーマンスの舞台はパリばかりではなかった。審議日程の進行と調子を合わせかのように金融・資本市場開放政策を次々と発表、前倒し実施に踏み切っていった。例えば、1月には5月から外国企業の上場を認めると発表（1月10日付日経、以下同じ）、2月には外国人株取得制限を現行15%を18%に拡大（2月26日付）、4月には預金準備率を平均2%ポイント引き下げ（4月19日付）、5月には株式指数先物取引をスタートさせ（5月4日付）、アリラン債（非居住者のウォン建て債）の発行を7月から外国企業にも認可すると発表した（同21日付）。6月には1998年をメドに100%外資の銀行・証券会社の設立認可と韓国株の投資制限を2000年までに撤廃すると表明し（6月18日付）、7月には証券市場自由化案で株式発行における政府介入を排除すると発表（7月13日付）、8月に

は財政経済院が外国人によるM & A規制緩和を柱とした外資導入法改正案を発表（8月23日）、9月には2月に緩和したばかりの外国人株式取得制限をさらに20%まで拡大した（9月4日付）。開発途上国にとってO E C D加盟は「開放の高速道路」といわれるが、まさにこの間の韓国政府の対応は前例がなかったと思われるほどであった。いずれにせよ、このようにして同審議は、期間中5月7日のハンガリーの正式加盟、同23日のO E C D閣僚理事会声明による韓国加盟歓迎表明などを追い風にもして、通過することができたのであった⁽⁵⁾。

他の委員会では、正式審査ではないものの、その論議内容が理事会に報告されるものとして、先に＜表2＞で見た4つの委員会が開催されたが、中でも4月に開かれた雇用・労働・社会委員会における論議は特に重要である。同委員会では、韓国の労使関係法と関連して複数労組、団体交渉への第3者介入、公共部門の労組結成が認められていないことが争点化した。これらの点は、すでに国際労働機関（I L O）が再三改善を求めていた事項であったが、O E C Dで争点化するや金泳三政権は4月24日に大統領諮問機関として「労使関係改革委員会」を設置し（4月25日付日経）、この分野に対する改革意志を表明することで乗り切った。つまり大統領自らO E C Dに公約したことになるわけであるが、とりわけE U諸国からの批判の声が高く、9月に開催されたO E C D大使級理事会では重ねて改善を要求する念の入れようであったことに留意する必要がある（9月27日付日経）。

(5)結果的に韓国政府は、C M I Tに関しては57項目中10項目、C M I Eに関しては91項目中41項目を留保して審議を終了している。『統一日報』1996年11月29日。また、特に、投資資金化できる1年未満短期資本移動の自由化問題に対しては多数のO E C D会員国から漸

進的自由化が必要であるという勧告があったが、これはメキシコ通貨危機に対する双方の認識から来る配慮であったと思われる。前出『経済白書』1996年版、425ページ

また、5月に開かれた貿易委員会では、実質的に日本製品に対する輸入制限措置である「輸入先多角化制度（日本以外に輸入先を多角化しようという趣旨）」について問題化したことでも触れておくべきであろう。

こうして7月には約9ヶ月間のスピード審査が終了し、9月6日、合同専門委員会が開催され、米日の強力な後押しによって⁽⁶⁾、不満を示していたEU諸国も今後5年以内に規制緩和をさらに進めることを条件に最終的に同意し、韓国のO E C D加盟が内定した（9月7日付日経）。翌10月12日に開かれたO E C D理事会は韓国の新規加盟を承認し、同22日に韓国政府は国務会議（閣議）で加盟を正式に決定し、同25日O E C Dと韓国政府はパリ本部で加盟に関する合意文書に調印した。しかし、この段階でもまだ正式加盟には到っていない。韓国政府は、加盟の批准法案を議会に提出し、承認を得なければならない。11月20日韓国政府は国会本会議に加盟批准案を提出、審議に入ったが、野党は加盟そのものには正面から反対しないものの、国会での充分な審議と加盟による経済的悪影響に対する措置の整備を要求し、年内早期批准を求める与党と対立し、議会は紛糾が予想された（11月20日付統一日報）。結局、同26日の本会議で加盟批准案は可決されたが、加盟時期尚早・審議不充分とする野党が一斉退場するといった不正常な状態での国会通過となってしまった。

なぜ、先進国入りの国際的認知ともいわれるO E C D加盟が、全会一致で歓迎されないのであろうか。実は、韓国のO E C D加盟をめぐる論争は、加盟申請以降、韓国の世論を二分して

きた。つまり、韓国の「先進国化」は、先進諸国によって問われる以前に、他でもない韓国国民自身によって問われ続けていたのであった。

3. 早期加盟推進の背景

1990年代に入って、韓国政府内でO E C D加盟が政策的課題として具体的に浮上し、かつ金泳三政権下で急進展していった背景には、次の3点が指摘しうると考える。まず第一に、国際経済情勢の変化とそれとともに韓国経済に対する開放圧力への危機感があった。1980年代末には、すでに韓国は米国との通商摩擦に巻き込まれ、1989年1月にはN I E S特恵関税対象から除外されることをはじめ、米国は通商法301条発動を背景に韓国市場への開放圧力を加速的に強めていった。加えて、ウルグアイ・ラウンドが終結し、W T O体制の始動を目前に控えて、韓国経済はもはや東西冷戦下で戦略的に保護される対象ではなく、「大競争時代」における先進諸国のライバルと目されるにいたったのである。ここで韓国は、敢えて積極的に国際化を展開することで新時代に合流しようと判断するほしかなかったと考えるべきであろう。1989年にはA P E C構想提唱の先駆的メンバーの1人として名乗りを上げたのも、その判断の現れのひとつであつただろう。『経済白書』の表現を借りれば⁽⁷⁾、「国際社会は、我々を体格面ではもう保護を受けねばならない子供として接することはなくなる。韓国の途上国卒業問題はO E C D加盟とは関係なく、韓国の経済力向上にともなって自然に提起されることである。」そこで、む

(6)9月7日付日本経済新聞夕刊によれば、この日の合意成立は微妙であったが、A P E C諸国が一致して韓国加盟を支持して欧州諸国の説得に回ったと報道されている。これは、O E C D内のアジア太平洋諸国

発言力が、欧州に対して相対的に強まるのが理由としている。

(7)前出『経済白書』502～504ページ

しろ「韓国の開放・自由化計画を国際的討論台に乗せて、多様な経験を持つO E C D会員国から検証と助言を受け、一部国家の不当な双務圧力を回避できる長所もある。」と、米国からの圧力を強く意識していることがわかる。事実、O E C Dは米国の2国間交渉主義と一方的制裁政策に対して批判的である。

第二に、金泳三政権にとって、O E C D加盟は政治生命を左右する試金石となっている。直接選挙によって選出された文民政権にとって「民主化」はもはや政治公約としてはインパクトが薄れ、「先進化」がこれに取って代わった。その象徴がO E C D加盟であり、理念は「国際化」である。もとより、先にみた「新経済5ヶ年計画」の「新経済」とは、金泳三政権の経済哲学と改革意志を表現したキー・コンセプトであるが、その内容は、過去の政府主導の経済運営方式とは違い「国民の参与と創意」から新しい発展原動力を探ることを基本としている⁽⁸⁾。したがって、国際化政策もまた、この新経済政策を基礎としているが、その具体化として策定されたのが、1993年11月に発表された「国際化推進対策」である。それは、1. 外国人投資の活性化、2. 国内企業の外資調達支援、3. 輸出活性化対策、4. 海外進出および開放対策の4本の柱で構成されている⁽⁹⁾。すなわち、従来のように、政府主導で公共および商業借款を導入し、これを政策金融を通じて輸出企業に恣意的に分配するといった方式を改め、いや、より正確にはその限界を認め、外国人投資に対する各種規制を緩和した上で企業主体の外資調達を促す一方で、製品の輸出および資本の海外進出

を活性化させながら、同時に国内市場を漸進的に開放していくことを企図し、その範囲と手順を定めようとしている。こういった国際化のためにも、国内経済の「先進化」が求められており、だからこそO E C Dへの早期加盟推進が加速化されるといった政策構想が、背景にあると考えられる。

最後に、第三として、現在の韓国経済の規模と成長力に対する自負があげられるだろう。1994年現在の韓国のG N P規模は、約3,770億ドルで、これはロシアを抜いて世界第11位であり、人口1人当たりでもすでにO E C Dに加盟しているギリシャ、トルコ、メキシコを上回っている⁽¹⁰⁾。4,450万人を超える人口規模は世界第28位、半導体・造船・自動車・鉄鋼生産および輸出規模は、いずれも世界経済に直接的影響を与えるに充分なほどにまで成長している。さらに、1993年以降、先進国経済における景気回復とメキシコ通貨危機以降の急激な円高の進展を追い風にして、韓国経済は、その輸出競争力を飛躍的に強化して1,000億ドルをはるかに超える輸出を達成し、人口1人当たりG D P 1万ドル国家となっていた⁽¹¹⁾。O E C D加盟申請直後に、金泳三大統領は『ビジネス・ウィーク』誌のインタビューに対して次のように答えていた。「現在の成長が持続すれば、21世紀の初めには1人当たりG N Pは2万ドルに、G D Pは1兆ドルを超えるであろう。今や我が国は、発展途上国支援を通じて（支援を受ける立場から）世界に貢献する立場に転じようとしている」⁽¹²⁾。その直前には、政府系シンクタンクである韓国開発研究員（K D I）は、長期経済展望を金大

(8)『東亜日報』1993年7月3日、経済企画院『経済白書』1994年版、106~8ページ参照

(9)『ハンギョレ新聞』1993年11月9日参照

(10)前出、1995年版『経済白書』25ページ

(11)拙稿「韓国経済の現状と課題」、新日本出版社『経済』所収、1996年6月号参照

(12)Business Week, JULY31, 1995, p.38

統領に提出したが、そこでは2020年にはGDPで世界第7位、貿易規模では第6位にまで台頭し、英国を抜いて「ニューG7」に進出するとされている（1996年5月7日付日経夕刊）。OECDの加盟審査の最中であったことから、幾分アピール的要素を差し引いたとしても大変な勢いである。同じアジアNIESとならび称されているシンガポールなどが、OECDに発展途上国と分類される度に安堵していることなどと比べて、その「先進国入り」への積極性は突出しているといえよう。もちろん、この背景には、分断状況下の対北朝鮮政策で国際的に確固たる主導権を保持したいという意図が大きく働いていると、考えるべきであろう。

いずれにせよ、韓国のOECD加盟推進政策の背景には、たんにファナティックなナショナリズムの高揚ばかりではなく、岐路に立つ韓国経済の将来を切り開くための政策構想が問われているのであり、だからこそいっそう、加盟の是非をめぐって国論を二分するほどの争点となつたのである。

4. 加盟をめぐる論争

1) 政府の見解「早期加盟推進論」

先にみた観点から、政府は可能な限り早期の加盟を推進した。金泳三政権にとって、在任期間中の達成は政治公約であり、与党にとっても1997年に予定されている大統領選挙の争点とすることはなんとしても避けたい事態であろう。たとえ「先進国化」そのものに異論はなかったとしても、OECD加盟には韓国の経済社会に様々な衝撃を与えることは充分に予想されるこ

とから、国民的合意のもとに加盟運動を推進することは相応の困難が伴うであろうことは当初から明白であった。したがって、政府はOECD加盟による利益を国民に対して具体的に説明する責任が生じるわけであるが、ここでは1995年版および1996年版『経済白書』から、その点について整理してみよう⁽¹³⁾。

第1に、「韓国経済を世界経済と統合させていくこと」であり、第2には、「世界経済秩序形成に実質的に参与できる」ということであり、そして第3には、「環境、教育、消費者権益保護など生活の質を先進化する契機を作る」ということである⁽¹⁴⁾。

つまり、第1の点については、低賃金労働による底価格製品輸出国という国家イメージでは、先端技術をともなった外国人投資の誘致や韓国企業の海外進出には隘路がある。OECD加盟国ともなれば、そういうイメージを刷新することができ、さらには米日以外の先進諸国、すなわち、EU諸国はもちろんのこと中南米および東欧諸国との関係を強化して、これら諸国の市場動向、投資制度および経済政策などに関する情報を入手して、韓国企業および製品の進出を支援することができると説明している（1995年版、p.502）。「世界経済との統合」という言葉は、どうやら米日経済に著しく偏重した国際経済関係の克服を意味しているようである。

第2の点については、ウルグアイ・ラウンド農産物交渉の主要内容や、クリーン・ラウンド（環境と貿易）論議などがOECDで先行論議されていることを紹介しながら、OECDはもちろん世界経済規範を定める機構ではないが、WTOやG7などで主要イシューが論議される

(13)『経済白書』を執筆発刊している財政経済院は、1994年にそれまでの経済企画院と財政部を統合して新設されたもので、OECD加盟推進チームもこの内部に設

置されている。

(14)前出、1996年版『経済白書』428～429ページ

前に、そのツールを組み立てる役割をしていると規定している。そして、韓国がこれまで国際秩序の流れに事後的に適応する努力に重点を置いてきたが、O E C D 加盟によって主要国際経済懸案論議にはじめから参与し、事前に対応し、韓国の利益を反映することが可能であると説明している（1995年版、p.499）。

第3の点については、この分野での先進諸国の経験を転受して、必要によっては政策的支援を受けることができるという説明である（1996年版、p.430）。そして、このような意義が短期的に全面的に実現しうるものではなく、漸進的に適応して行くべきであり、また自由化にともなう副作用を最小化するためには規制がむしろ強化される分野もあり得ることも付け加えることを忘れてはならない。

以上のように、政府はその肯定的効果を力説しているのであるが、先に背景分析のところで述べたように、これら肯定的効果の前提には、韓国市場開放圧力の持続的かつ加速度的高まりがある。つまり、O E C D に加盟しようとすまいと先進諸国による市場開放要求は不可避的であり、能動的なO E C D 加盟促進政策には、むしろこの圧力に対する防衛的対策といった側面があることが見落とされてはならない。

さらに対内的効果としては、韓国市場開放にともなうべき韓国経済諸制度の改革には、財閥グループを中心とした既得権益集団の反発が予想されるが、O E C D 加盟促進政策には、これらに対してO E C D からの要求という、いわば外圧を利用して説得できるという、政府側の利点がある。例えば、加盟推進チームの責任者である羅雄培（ナ・ウンベ）副総理兼財政経済院

長官（当時）は、O E C D 加盟にともなう得失に関するインタビューに、「加入という結果よりも、加入過程それ自体により大きな意味がある」とし、「試験を受けるのに勉強をするのと同じ道理です」と答えている⁽¹⁵⁾。

2) 反論「加盟時期尚早論」

反論とはいっても、それは決してO E C D 加盟そのものに反対しているのではない。もちろんそういった主張もあるだろうが、国民的世論として一方の柱を形成したのは、「時期尚早論」、つまり加盟以前に韓国経済の諸制度を改革し、先進国入りの条件を一定成熟させるべきであり、今はそういった段階にはないために、むしろ早期加盟はデメリットが多すぎるといった反論である。

①「第二のメキシコ」警戒論

それらの主張の背景にある共通した認識は、1994年末に起ったメキシコ通貨危機に対する警戒心である。つまり、激しいペソの暴落が世界中で注目を浴びる中でのO E C D 加盟申請であっただけに、事態をメキシコのO E C D 加盟の影響と見る考え方方が、根強く広がったのも無理がない。

では実際のところ、メキシコ通貨危機の背景には何があったのか。一般的な分析によれば、次の4点に整理することができるであろう⁽¹⁶⁾。第一に、短期資本、特に逃げ足の速い証券投資への過度の依存、第二に、為替レートの割高感の存在、第三に、基軸通貨国である米国の金利政策、つまり1994年2月以降の金利引き上げの影響、第四には、政治不安、武装集団蜂起や相

(15)朝鮮日報社『月刊朝鮮』ソウル、1996年8月号、208ページ

(16)通商産業省編『通商白書』平成8年版、118~122ページ

ジおよび経済企画庁編『世界経済白書』平成7年版、23~28ページ参照

次ぐ与党幹部の暗殺事件などによるカントリー・リスクの増大、である。したがって、O E C D 加盟を直接的な原因とするというよりも、1994年1月のN A F T A（北米自由貿易協定）発効にともなう米国資本に対する内国民待遇の実施や、恣意的な為替レート管理政策によるペソ高維持の継続がペソ切り下げ圧力として常に作用していたこと、そこに政情不安と米国金利引き上げによるメキシコからの資金逆流（メキシコ人投資家を中心としたペソ資産からドル資産への乗り換え）によって、ペソ減価圧力が急速に高まったところへ、変動相場制への移行を余儀なくされたことによって引き起こされたと見るべきであろう。

では、O E C D 加盟とメキシコ通貨危機とを結びつける警戒論は、たんに杞憂であろうか。韓国の識者が一樣に指摘するのは、証券投資を中心とする短期性投機資金（ホット・マネー）の流入とその逆流である。つまり、先進諸国と比べてはるかに高い金利水準にある韓国金融市场を開放すれば、大規模な外国資本の流入が誘発される可能性は極めて大きい。その結果として生じる「悪性メカニズム」の危険性を高麗大学の李教授は指摘している⁽¹⁷⁾。つまり、外国の短期性投機資金の大量流入は、通過増発要因として作用するばかりでなく、国内通貨需要を高め、物価の高騰を刺激し、ウォン貨の切り上げ圧力となる。すると資本収支は改善されても経常収支は悪化するという国際収支の構造的不均衡が現れ、実物産業の萎縮によって経済が空洞化する。このとき海外資本が一斉に離脱した場合、崩壊の危機を迎えることになるという。

(17) イ・ビルサン「O E C D 加入より急ぐべきこと」、
経済正義実践市民連合『経済正義』1995年春号（通刊
25号）、19~20ページ参照。なお、『経済正義』1995年
秋号（通刊27号）、pp. 69~86、では、企画座談会「O

②経済諸制度および慣行の後進性克服が先行するべき

では、メキシコ事態をおそれるならば、制度的に短期性資金を例えれば税制などで投機資金化することを予防すればよい、という反論があり得るだろう。しかし、ここで問題となっているのは、それ以前に韓国の高金利構造であり、これが韓国金融産業の生産性の低さ、中央統制による非競争的状況に基因していることである。短期性資金だけを抑制するといっても、それは市場開放を唱えながら、一方で制度的に規制を強化するという新たな矛盾を生むばかりか、国内金融機関は不可避的に外国金融機関との競争にさらされる。そういう事態を、何も自ら好んで早急に招来させる必要がないし、まずは将来に向けて体質改善を図り、外国資本に対する抵抗力を強化させるべきであるというのである。

例えば、韓国銀行は韓国の中央銀行である。しかし、通貨量を調整しようにも金利決定は財政經濟院長官（副首相兼務）が発表し、韓銀はこれを追認する立場にある。これでは、先進的金融市场の大前提となるべき中央銀行の独立性など微塵にも認められない。いわゆる「官治金融」と呼ばれる政策金融によって、金融・資本市場に徹底して介入してきた韓国工業化過程の副作用として、韓国金融産業はその自律性をいまだ回復しないでいる。加えて、財閥グループによる経済集中は韓国経済の最大の特徴のひとつとなっている。その他にも、労使関係の近代化、環境政策の整備など極めて重要な諸懸案について、韓国政府は未着手あるいは着手したばかりであり、その反作用についても分析の経

E C D と韓国経済」として、スンシル大学の李教授を司会者に、韓国太平洋経済協力委員会の金会長、梨花女子大の白教授、対外経済政策研究員の柳院長、大宇経済研究所の李所長による討論を掲載している。

験がまったく乏しいのが現状である。すなわち、これら韓国経済特有の非市場的体質は、OECD加盟という「開放の高速道路」に乗ることで一気に解決できるほど単純ではないし、むしろその副作用によって、状況はいっそう複雑化し、経済危機に陥る可能性が余りにも大きいというのが、「時期尚早論」の主な内容であるといえる。

5. 早期加盟効果への疑問

以上、概観したように、OECD加盟をめぐる論争は、ややもすれば水掛け論の様相を呈していた。つまり、時期尚早派は国内経済の近代化が先行するべきと主張し、早期加盟派は近代化を促進するためにも加盟が効果的であると反論する。いずれにせよ、韓国経済における諸制度・慣行を、先進国水準に鑑みて点検し、改善していくという契機として、OECD加盟が論議されたことは、相當に意義があったと評価するべきであろう。しかし、問題は、こういった意義が、充分に論議されることなく、加盟が批准されたことである。批准手続きの期限は1997年4月であったが、少なくとも国政レベルでの討論は、サボタージュされたと断言してよいであろう。否応なしに、国内市場を加速度的に開放していくという重大転機を前にして、本来ならばOECD各委員会における審議・討論以上に真剣にこの問題が国内的に論議されるべきであった。

国内経済が開放され、近代化されていくことに対してはもちろん反論そのものが無意味であるが（それが不可避的であるという意味で）、OECD加盟をその一大契機とするかどうか、その時期と手順および制度改革の優先・重点課題の整理と合意が、何よりも尊重されるべきで

あった。しかし、政府・与党が早期加盟批准を押し切った論理的な根拠は、第一に、世界経済新秩序に能動的に参与しうる可能性が加盟によつてもたらされること、第二に、一部特定国からの開放圧力を先進国グループとして集団的に討議することで少なからず緩和できること、第三に、先進国クラブへのメンバーシップを得ることで、韓国の対外イメージが大きく改善され、韓国製品および資本の海外進出にとって良好な環境が造成されることなどであつただろう。はたして、そうであろうか。

まず、世界経済新秩序への能動的参与効果については、最近のOECDそのものの質的变化に留意する必要がある。西側先進国経済の団結の象徴のひとつとしてOECDが認識された前提には、言うまでもなく東西冷戦があつた。したがって、冷戦終結後の大競争時代にあって、その意味合いは急速に薄れて行かざるを得ない。折しも、韓国の新規加盟を承認した直後、今年就任したジョンストン事務総長が加盟各国に対してOECD組織と役割の見直しを提案した（1996年10月20日付日経）。つまり、マクロ経済政策面での協調では、主な舞台がG7やEUに移り、貿易問題もWTOの発足にともないOECDの役割は小さくなっている。そういう状況下で、30余りの委員会や付属機関、約700人の専門職員を維持することが、OECDおよび加盟各国にとって負担となり始めている。そこで今後、失業問題や高齢化社会への対応など社会政策を重点課題としていくことが提案の趣旨であると報道されている。続く21日、22日に開かれた次官級の新執行委員会でロシア・東欧支援を縮小し、事務局全体の組織改革を加速化していくことに合意したのは（1996年10月24日付日経）、その具体化の始まりであると考えられる。欧米各国の財政改革のあおりを受け

て、予算削減を余儀なくされ、すでに米国政府は1996年には分担金の一部を払わないと通告し、さらにはO E C Dのリストラを要求している。実際、昨年末には3年間で予算10%削減を合意している（同12月2日付）。今年になっても、O E C Dのリストラが難航しているという報道があったが（1997年2月15日付日経）、そこでは加盟して間もない東欧諸国の代表の「期待して加盟したのに議論は予算削減ばかり」というため息が紹介されている。97年度予算も未決定で、4人の事務次長枠も3人空席のままだという。さて、韓国政府が意気込んで期待をかけるO E C Dでありうるであろうか。

次に、先進国からの開放圧力の一定緩和効果についても、極めて疑わしい。役割が見直されているO E C Dにとって、あるいは最後の大事業となるかも知れないもののひとつが「多国間投資協定（M A I）」、すなわち国際投資紛争処理ルールの骨格作りであり、もうひとつは規制緩和の国際指針の策定である。まず、規制緩和については、O E C Dは加盟国を対象にした国別審査制度を導入し、金融、通信など6分野を軸に審査基準となる「共通指標」を策定して、1997年5月の理事会での採択を目指している（1996年11月6日付日経）。その内容が今年1月に明らかになったが、そこでは電力、通信の自由化に加えて専門サービスに関する参入自由化を求め、従来の規制制度を全面的に見直すよう提言している（1997年1月12日付日経）。M A Iに関しては、昨年10月の段階でおおよその概要の合意をみたが、そこでは民間企業が外国政府を直接提訴できるルールが盛り込まれている（1996年10月6日付日経）。そして、加盟国の外資規制撤廃・緩和交渉は、今年1月末にも開始され、1998年の早い時期にはM A Iを発行させるとしている（1997年1月7日付日経夕刊）。

韓国のO E C D元年は、予想を超えて厳しい加盟国としての責任が問われそうである。そして、韓国政府は、もちろんその二つのいずれの交渉および合意形成にも参加していない。

最後に、加盟にともなう对外イメージ改善効果であるが、これは中長期的な効果と考えているのか、あるいは画期的な効果としているのか不明瞭であるが、仮に画期的な効果を期待していたとするならば、フランス・トムソン問題が印象的であったといえよう。周知のように、韓国O E C D加盟が承認された直後の1996年10月16日、韓国の大宇電子が仏国営電気最大手トムソンの家電部門買収を発表した（10月17日付日経）。これをもって大宇は、次世代マルチメディア規格主導権争いの一角に加わると報道されていた。しかし、その後2ヶ月もたたないうちにフランス政府はトムソン民営化凍結を発表し、大宇への売却も白紙撤回した（同12月5日付）。高度技術の海外流出懸念が公式の理由であるが、フランスの花トムソンを韓国企業に売却することへの国民的反感に配慮したことは明白であった。O E C D活動の中心地フランスでの事態だけに、何とも皮肉であったが、少なくとも「先進国クラブ入り」効果の即効性は期待できそうもないといえるであろう。

6. 加盟の影響と韓国経済の課題

いずれにせよ、韓国はO E C Dに加盟し、韓国経済の体質改善をめぐる貴重な論争空間は、内実の乏しいものとなってしまった。言うまでもなく、O E C D加盟をもって韓国経済が、いわゆる「先進国水準」に成熟したのではなく、より厳しくその体質が問われ始めたのである。今や論点は、加盟後の影響に移行し、韓国経済に対する新しい点検基準の整備が急務である。

<表3>主要国の企業財務構造比較（製造業基準）

単位：%

	韓国（93～94）	日本（93）	米国（94）	台湾（93）
自己資本比率	25.1	32.0	36.4	53.2
負債比率	298.7	212.8	174.5	88.0
借入金依存度	45.6	36.8	27.4	26.0

出所) 韓国銀行『調査統計月報』1995年9月号、44ページ

<表4>主要国の金融費用負担率（製造業基準）

単位：%

	韓国（93～94）	日本（93）	台湾（93）
金融費用／売上額	5.8	1.8	2.2
金融費用／総費用	5.7	1.7	2.2

出所) 前表に同じ、45ページ

ここでは、特に重要と思われるいくつかの課題について、加盟前後の影響も含めて概観することにしよう。

1) 金融改革の現状と課題

まず、最近の韓国企業金融構造の特徴を整理してみよう⁽¹⁸⁾。第一に、1993年下半期以降の景気拡大局面における資金需要の高まりを背景に、企業（製造業基準）の資金調達構造が悪化していることである。つまり、内部資金比率が1993年の51.3%から1994年には41.9%へと10%ポイント低下している。これを規模別でみると、大企業43.9%に対して中小企業は34.3%となっている。では、外部資金の調達経路はというと、金融機関借入が93年の31.4%から94年には44.8%へと増大し、有価証券発行によるものは同じく52.9%から38.8%へと減少し、間接金融の比重が高まっている。これは、政府の金融支援策および金利自由化措置と株式市場の低迷によるものであるが、中でも短期資金調達比重が93年の38%から94年には47.6%に増大していること

に留意する必要がある。この結果、企業財務構造における自己資本比重は、93年・94年平均が25.1%で、これは日本の32.0%、米国36.4%、台湾の53.2%と比べてかなり低いものとなっており、それが借入金依存度の高さ（45.6%）となって現れている（<表3>参照）。ひいては、金融費用負担率の高さとなり、<表4>にみると、韓国製造業の金融費用は、売上額・総費用のそれぞれ6%近くに達し、日本および台湾の2%前後に比べて約3倍の金融コスト率を負担していることがわかる。1995年度上半期の特徴をみると⁽¹⁹⁾、企業部門の資金調達規模は前年同期比37.0%増加し、特に直接金融によるものが金額にして2倍、比重でも49.0%に増大した。加えて、海外借入が前年同期の1.7兆ウォンから4兆ウォンに増え、その比重も7.7%と、93年度の-2.2%、94年度の4.6%に比べて急速に高まり、同時に、預金銀行の資金調達経路における海外借入の比重も27.9%と、前年同期の12.0%から急上昇している。

要するに、韓国製造業は、高度成長期の政府

(18) 「最近の企業金融構造の変化推移と特徴」、韓国銀行『調査統計月報』1995年9月号、ソウル、31～51ページ参照

(19) 「1995年上半期中資金循環動向」、同上、52～78ページ参照

主導型直接金融依存体質⁽²⁰⁾を脱し得ておらず、景気拡張期に財務構造を悪化させるパターンを繰り返しており、昨今の金融開放措置と並行して、企業・銀行とも海外資金への依存度を高めているといえよう。

一方、韓国政府の金融改革政策は、やはり「新経済 5ヶ年計画」でその基本方向が定められているが、それは次の 6 点に要約することができる⁽²¹⁾。第 1 に、金利自由化、第 2 に、政策金融の縮小を中心とした金融機関資金運用の自律性向上、第 3 に、通貨管理における間接規制方式の定着、第 4 に、金融産業内の公正な競争秩序の定着および金融監督機能の強化、第 5 に、金融機関の専門化と大型化の誘導、第 6 に、外国為替および資本市場の開放化と国際化の段階的推進、である。具体的な課題数は、全部で 172 項目あり、1994年末現在で 44.7% にあたる 77 項目が完了し、1995年末現在では 54.6% にあたる 94 項目が完了し、検討中未着手は 18 項目となっている⁽²²⁾。これらを細部にわたって検討する余裕はないが、いくつかの特徴を指摘しておきたい。

まず、金融改革の目玉であった「金融実名制」が、1993 年 8 月から実施されたが、94 年 11 月末現在で実名確認率 95.7%、仮名預金の実名転換率 98.2% と急速に改善されているが、多くの借名口座は確認が不可能であるままであるばかりでなく、盗名行為等も不法化されていない。また、仮名の実名転換の過程で、過剰消費行動が蔓延するなど、その副作用も少なくないと指摘されている⁽²³⁾。金利自由化措置も、短期市場性商品の最短満期を現行 91 日から 60 日に短縮し、1 年以上 2 年未満の預金金利の自由化など、部分的あるいは小幅なもので、何よりも金融機関

事態の競争動機が希薄なままでは、その横並び体質は堅固で、自由化効果は十分とはいせず、外国系金融機関の本格的参入に耐えられるかどうか疑問である。その他銀行の店舗立地移転規制の撤廃や、有償増資の事前認可制廃止などは本来あまりに規制項目が詳細に過ぎた事柄の緩和に過ぎないと考える。また、特殊銀行の改編についても民間資本参加幅の拡大は実施されたものの、長期的課題とされている。さらには、銀行の自己系列貸出限度縮小や預金保有限度の縮小などは、自由化とはいえ、大企業への資金集中を促進する逆効果の懸念すらもたれる。どうも、政策項目の多さとその達成水準だけでは、金融改革を評価するのは困難なようである。

2) 資本市場自由化の現状と課題

<表 5>は、韓国の資本流入入規模の推移を表したものであるが、1990年代に入ってからの資本自由化措置にともなって、大幅に拡大していることが顕著に示されている。まず、資本流入をみると、1986～89 年平均の約 243 億ドルから 1990～94 年平均の約 568 億ドルへと 2 倍近くに膨張し、年平均増加率も 80 年代後半の 5.4% から 90 年代前半の 25.1% へと加速度的である。特に 1994 年には、短期資本流入の規模が急増し、前年度比 47.9% 増の約 534 億ドルで、全体の 64% に達している。一方、資本流出の場合、同じく 1896～89 年平均増加率 10.7% から、1990～94 年平均増加率 19.7% へと増大し、金額では年平均約 293 億ドルから約 506 億ドルへと、資本流入の増加速度ほどではないが、やはり 90 年代以降の急増傾向は同様である。また、資本流入とは逆に、資本流出では長期資本の増加率が高く、

(20)拙稿、「韓国工業化と金融構造」、大阪経済法科大学『経済学論集』所収、第20巻、第3・4合併号、1997年参照

(21)前出、『経済白書』1995年版、144～145ページ参照

(22)前出、『経済白書』1996年版、169ページ

(23)『ハンギョレ新聞』1994年 8 月 3 日参照

<表 5>韓国の資本出入規模推移

単位：億ドル

	1980～85年平均	86～89年平均	90～94年平均	1992	1993	1994
資本流入	211.6 (3.7)	243.5 (5.4)	568.4 (25.1)	501.9 (-2.6)	629.2 (25.4)	833.1 (32.4)
長期資本	64.4 (16.5)	69.5 (-2.8)	215.9 (38.7)	189.5 (-13.3)	267.9 (41.4)	298.9 (11.5)
短期資本	147.1 (-0.1)	174.0 (9.2)	352.6 (21.2)	312.4 (5.2)	361.3 (15.7)	534.3 (47.9)
資本流出	175.3 (9.5)	292.8 (10.7)	506.4 (19.7)	429.9 (-3.8)	595.8 (38.6)	725.5 (21.8)
長期資本	40.3 (23.7)	114.9 (24.7)	161.8 (22.3)	112.0 (-29.0)	181.6 (62.1)	247.2 (36.1)
短期資本	135.1 (6.6)	177.9 (6.6)	344.6 (19.6)	317.8 (9.9)	414.2 (30.3)	478.2 (15.5)
資本流出入	386.9 (6.2)	536.4 (7.7)	1,074.9 (22.3)	931.7 (-3.2)	1,225.1 (31.5)	1,558.6 (27.2)
〈対G N P 比率、%〉	〈52.2〉	〈38.8〉	〈34.1〉	〈30.5〉	〈37.0〉	〈41.3〉

（ ）内は前年対比増減率（%）

出所) 韓国銀行『調査統計月報』1995年10月号、32ページ

とりわけ1993年以降顕著である。この2年をみれば、資本流入は短期資本を中心に66%増加し、資本流出は長期資本を中心に69%増加しているのが特徴的であるといえよう。

このような資本出入規模の急増の要因について、韓国銀行の分析によれば⁽²⁴⁾、全体的には資本市場開放措置という政策的要因が大きいことは前提としながらも、長期資本については内外金利差、短期資本については為替レートの変化といった価格変数の影響が大きくなってきているという。また、通貨、金利、為替の相互連関性が高まっており、それだけ個別経済政策の独立性は制約を受けていくと予想している。さらには、資本出入り、とりわけ短期資本の大規模流入が通貨増発およびウォン切り上げ圧力として作用しており、金融・経済面への不安定要因として憂慮されている。

一方、政府の資本市場開放政策は、O E C D 加盟促進にともなって急進展している。1995年の主要措置内容をみると⁽²⁵⁾、海外証券投資につ

いては機関投資家については限度廃止、一般投資家は個人は1億ウォンから5億ウォンに、法人は3億ウォンから10億ウォンに拡大し、海外預金も機関投資家には年間1億ドル、法人100万ドル以内で許容した。外国人による国内証券投資についても、株式投資は1銘柄当たり発行済み株式総数の12%から15%に拡大（1996年にはさらに20%に）し、債券投資でもファンド設立を許容した。また、外交為替レートの一日変動幅を±1.5%から±2.25%に拡大し、保有目的の外貨買い入れも一人当たり年間1万ドル以内で許容した。しかし、現状分析のところで憂慮された、国際過剰流動性の大量流入・一挙流出に備えた予防装置の整備については、これから検討課題となっていることが気掛かりである。

こうした資本市場開放の影響は、1996年4月にソウル株式指数が900台を突破するなど、証券市場の一時的活性化をみたが、その後南北朝鮮情勢の緊張が高まる中で8月20日には93年11

(24)韓国銀行『調査統計月報』1995年10月号、ソウル、29～48ページ参照

(25)前出、『経済白書』1996年版、194～195ページ

<表6>年度別海外投資現況（総投資金額基準） 単位：100万ドル、%

区分	1991		1992		1993		1994		1995	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総投資	443	1,115	497	1,218	682	1,260	1,475	2,305	1,285	3,059
増減率	-	-	12.1	9.2	37.2	3.4	116.0	82.9	△12.8	32.7

出所) 財政経済院『経済白書』1996年版、ソウル、440ページ

<表7>投資規模別海外投資推移（年末残額基準） 単位：%

	1,000万ドル超過		500～1,000万ドル		200～500万ドル		100～200万ドル		100万ドル以下	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1993	2.9	58.4	2.6	9.0	8.2	13.1	12.4	8.9	73.9	10.5
1994	2.7	57.4	2.8	10.9	7.3	12.7	10.5	8.2	76.6	10.9
1995	3.1	59.7	2.9	10.5	7.4	12.1	10.3	7.6	76.2	10.2

出所) 前表に同じ、441ページ

月以来の800の大台割れ（8月21日付日経）、さらには同年末以来の長期大規模ストの影響などで、1997年1月には700台を割り、債券、ウォン安とともに「トリプル安」の様相をみせている（1997年1月22日付日経）。円安の急伸や半導体市況の悪化などによる実物経済の萎縮が反映したのであるが、しかし、先進国からの新興市場への資金流入はここ3年連続で増加しており、うち60%がアジア太平洋地域に集中している（同1月31日付）。昨今、驚異的な活況を見せているNY株式市場の背景にある個人マネーが、その運用先として、金利高止まり感のある韓国市場にリスク・ヘッジ動機から短期投機性資金化して大量流入する可能性は否定できない。いずれにせよ、韓国資本市場は、活況のうちにその不安定性を高めている国際過剰流動性の波の中に、不可避的に巻き込まれていくことは確実である。

3) 海外投資および外国人投資の現状と課題

<表6>は、最近の韓国の海外投資現況を示したものであるが、1994年以降の急増ぶりが顕著である。1993年の682件、12億6,000万ドルから、1995年の1,285件30億5,900万ドルへと、件数にして88%増、金額にして2.4倍と、1件当たりの規模が大型化していることがわかる。1995年海外投資の64.8%（投資金額基準）が製造業であり、地域別では同じく金額基準で対中国が26.6%、対ASEANが19.4%と、いずれも対米国（17.5%）を上回っている⁽²³⁾。これらを投資規模別でみると（<表7>参照）、1,000万ドル超過規模が件数にして3%前後で金額の60%近くを占めており、逆に100万ドル以下規模は件数の75%前後を占めながら金額にして10%にすぎない。つまり、大型化と零細化が同時進行しながら、全体規模が増大しているといえよう。

さらに政府は、1995年10月から海外投資の緩和政策として「海外投資自由化および健全化法

(26)同上、440～441ページ

<表 8>最近の韓国の海外投資

1995年	<ul style="list-style-type: none"> ・ LGグループ、米大手テレビメーカー・ゼニス社の株式57.7%を3億5,500万ドルで取得 ・ 現代グループ、米HDD製造マスター社を2億2,000万ドルで買収 ・ 三星グループ、米パソコン大手A S T株40.3%取得、3億7,800万ドル
1996年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大宇電子、ベネズエラに販売法人設立
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大宇電子、モスクワに「海外本社」設立 ・ 現代自動車、インドで全額出資の子会社設立、98年までに7億ドル投資
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代電子、2000年までに海外に100億ドル投資と発表 ・ 韓国第3位の紡績メーカー邦林紡績、フィリピンで合弁 ・ 三星電子、インドに全額出資子会社、2000年までに6億3,000万ドル投資
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東亜建設、リビアの水路建設受注(受注総額約100億ドル)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大宇会長「旧ソ連・東欧で2000年までに31億ドル投資、自動車年産70万台」
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大宇グループ、ルーマニア第二の造船所を系列化 ・ 大宇グループ、ハンガリー国営自動車部品会社を買収 ・ 三星電子、A S Tに出資拡大49.9%、会長も派遣(97年1月に全株取得)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ LGグループ、英国に大型工場25億ドル投資、半導体・家電も生産 ・ 起亜自動車、オーストラリア市場に参入
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三星グループ、日本アニメに年間10-20億円規模で投資 ・ 現代自動車、ポーランド進出、乗用車現地組み立て開始
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大宇電子、仏トムソン民営化で家電部門取得
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対ベトナム投資、国別で1位、96年1-9月で33件、7億4,000万ドル

案」を施行した⁽²⁷⁾。そこでは、まず海外投資規制業種を従来の17業種から不動産関連の3業種に縮小し、政府への申告および許可規模も従来の1,000万ドル以上から5,000万ドル以上に引き上げ、1,000万ドル未満は指定銀行の承認のみで可能となった。また、自己資金調達比率の義務化も1992年9月以降全廃されていたものを1億ドル未満は10%以上、1億ドル超は20%以上の義務を課した。

1996年以降の海外投資のうち、主なものを<表8>にまとめてみたが、やはり、現代・三星・大宇といった巨大財閥グループによる、自動車・半導体関連投資が、ロシア、東欧、インド、ベトナムといった先進国以外への投資が目立つ。O E C D早期加入推進の意義のひとつに、

海外投資先の開発と援助があげられていたが、加盟と関わりなく、韓国財閥は自力で投資先を開発し積極的に活動を展開していることがわかる(ただし、対欧米投資には、業績が悪化した企業への買収的投資が目立っており、追加投資リスクが心配される)。むしろ懸案は、国際競争力が持続的に低下している繊維などの労働集約的産業の海外移転が、件数にして全体の7割以上を占めながら、規模にして零細でかつ政府の支援が充分でないことであり、矛盾するようであるが、一方で産業構造の一部に空洞化現象がすでに進行していることであろう。

次に、外国人投資の現状をみてみよう。<表9>によれば、1995年末累計で144億6,600万ドルでその60%にあたる86億8,000万ドルは製造

(27) アジア経済研究所『アジア動向年報1996年』、52~53

ページ参照

<表9>業種別外国人投資現況 単位：100万ドル

	1992	1993	1994	1995	累計
農・漁・鉱業	2	—	—	—	42
製造業	648	527	402	884	8,680
サービス業	244	517	915	1,057	5,744
合計	894	1,044	1,317	1,941	14,466

出所) 前表に同じ、432ページ

<表10>アジア諸国との外国人投資規模比較（1994年基準） 単位：100万ドル

	韓国	台湾	シンガポール	中国	マレーシア	タイ	ベトナム
外国人投資規模	1,317	1,631 ¹⁾	2,544 ²⁾	82,679	6,507	4,340 ²⁾	3,721

注：1) M&A、支店、支社の設置も含む

2) 1993年基準

出所) 前表に同じ、433ページ

業に対する投資である。しかし、対製造業投資は1992年以降停滞しているのに対して、サービス業への投資が急速に金額および構成比ともに伸びしていることがわかる。また、投資国の比重をみると米国が累計53億1,200万ドル、日本が42億1,500万ドルで全体の66%を占めており、他を圧倒的に引き離している⁽²⁸⁾。つまり、韓国に対する外国人投資は、伝統的な米日資本によるもの以外の国からの投資は相変わらず増加しておらず、製造業に関しては、賃金・金利・土地・流通などのコスト高が影響して停滞しているといえよう。<表10>は、他のアジア諸国と比較したものであるが、1994年韓国への外国人投資規模は13億1,700万ドルで、これは中国の60分の1以下というのは比較にならないにしても、マレーシアの5分の1、タイおよびベトナムの3分の1程度である。

これに対して政府は、外国人投資受け入れ手続きを許可制原則から申告制原則に簡素化し、

1993年6月に発表された「外国人投資開放5ヶ年計画」で投資が制限されていた224業種中175業種を1977年1月までに開放するとし、現在未開放・部分開放業種は54業種で、1999年1月までにこれを44業種にまで縮小させるとしている⁽²⁹⁾。また、特に高度先端技術をともなう外国人投資に対しては、法人税・所得税などを利益発生年度から5年間100%減免、その後50%減免し、3年以内の短期海外借入と3年以上の商業借款導入を投資金額範囲内で許容するなど、特別優遇措置を打ち出している⁽³⁰⁾。証券市場などとは違って、韓国の実物経済は外国資本にとってその魅力が著しく低下していることの証左であろう。

4) 労使問題の現状と課題

1996年12月26日の韓国国会における労働関係法改正法案の与党系単独抜き打ち可決は、大規模長期ストライキを呼び起こし、国際的関心を

(28)前出、『経済白書』1996年版、432ページ

(29)同上、434～435ページ参照

(30)同上、435～437ページ

<表11>主要労使関係指標動向

	1991	1992	1993	1994	1995
紛糾発生件数(件)	234	235	144	121	88
争議発生申告件数(件)	1,725	1,245	1,162	898	711
紛糾参加者数(1,000名)	175	105	109	104	49
労働損失日数(1,000日)	3,257	1,520	1,308	1,484	392

出所) 前表に同じ、117ページ

<表12>原因別労使紛糾発生推移

単位: 件、% ()内は構成比

	1991		1992		1993		1994		1995	
滞払賃金	5	(2.1)	27	(11.5)	11	(7.7)	6	(5.0)	0	(0.0)
賃金引上	132	(56.4)	134	(57.0)	66	(45.8)	51	(42.1)	33	(37.5)
団体協約	56	(23.9)	49	(20.9)	52	(36.1)	42	(34.7)	49	(55.7)
解雇	7	(3.0)	4	(1.7)	1	(0.7)	3	(2.5)	1	(1.1)
その他	34	(14.5)	21	(8.9)	14	(9.7)	19	(15.7)	5	(5.7)
計	234	(100.0)	235	(100.0)	144	(100.0)	121	(100.0)	88	(100.0)

出所) 前表に同じ

集めたことは周知のとおりである。<表11>は、ここ数年の労使紛争の主要指標を表したものであるが、紛争発生件数、参加者数および生産被害などは、1994年の景気回復局面以降、急減していることがわかる。1980年代末以降、労使紛争は韓国経済のアキレス腱と目され、金泳三政権にとってもその緩和が優先政策とされた。「労使和合宣言」などで協調雰囲気を造成する一方で、勤労条件以外の要求による実力行使に対する「争議行為禁止仮処分申請」などによる法的対応が強化されたことも影響しているとみられている⁽³¹⁾。しかし、<表12>で労使紛争発生を原因別にみると、従来全体の50%以上を占めていた賃金引き上げが急減する一方で、団体協約に関する要求にともなう紛争は継続して発生していることから、この問題が全体の55%

を占めるようになっていることに注意する必要がある。

先にもみたように、O E C D 加盟審査においても、韓国の労使関係法についてはとりわけE U諸国から問題視する声があがり、政府もこれを受けて1996年4月に労使関係改善に向けた大統領諮問委員会を設置し、関係法の改正を公約していた。もとより、韓国は1991年の国連加盟とともにI L O(国際労働機関)に加盟し、以降労働法の改正、中でも複数労組・第三者介入・教員労組など団結権にかかる権利が認められていないことに対して、国際水準を充たすよう再三にわたって勧告を受けていた。しかし、政府は折しも経済成長の鈍化を前にして、国際競争力の向上を経済政策の主眼においていたこともあってか、労働対策に関しては賃金抑制要求

(31)同上、116ページ

<表13>賃金および消費者物価上昇率推移

単位: 1,000ウォン/月、%

	1991	1992	1993	1994	1995
賃金総額	755	969	975	1,099	1,222
名目賃金上昇率	17.5	15.2	12.2	12.7	11.2
消費者物価上昇率	9.3	6.2	4.8	6.2	4.5
実質賃金上昇率	7.5	8.4	7.0	6.1	6.4

出所) 前表に同じ、120ページ

を抑えることができなかつたようである。<表13>にみるように、ここ数年、韓国の名目賃金上昇率は10%をはるかに超え、賃金総額でみると、1991年の75万5,000ウォンから1995年には122万2,000ウォンに、4年間で1.6倍に上昇していることがわかる。政府は、これを輸出減退の主因と決めつけ、1996年9月以降「競争力10%アップ」をスローガンに、まず公務員の賃金抑制を1997年度予算に盛り込むことで賃金抑制に臨み始めた。翌10月9日に発表された「経済活性化政策」でも今後4年間で国家公務員1万人削減を打ち出し、企業誘致を通じた先端技術取得のためにも法整備が課題であるとの見解を示すようになる。4月に設置された「労使関係改革委員会」では7ヶ月にわたって労使代表間の主張が折り合わず、ついに改正法は、会期期限間に提出され、単独抜き打ち可決という最悪の形でなされたのであった。

労使双方から反発を受けた改正法の主な内容をみると、まず複数労組に関してはナショナルセンターと産別組合は2000年から、企業別組合には2002年から認め、教員労組は職員団体として認定し交渉権は制限付きで争議権は認められない。公務員労組に関しては後送りし、第三者介入も厳しく制限されている。加えて、整理解雇制およびフレックス・タイム制度を導入している。野党は単独可決に反発し、企業は複数労組の将来的認定および第三者介入の部分的認定

に反発し、労組は団結権・交渉権への制限と整理解雇制等導入に猛反発した。直後から10万人、20万人規模のストライキが長期にわたって発生し、ILLOおよびOECからもクレームがつき、1月前半だけでストの影響での減収3,000億円といわれた。金泳三大統領は年頭会見で「企業環境の改善と競争力の向上のために、必要な法改正」と強調したが(1997年1月8日日経)、まずその発想と手順そのものが「先進国的」ではないといえるだろう。

そもそも欧米諸国の要求は、いわゆる新興工業国における労働条件の相対的劣悪さが、輸出競争力の源泉となっているという認識に立っている。したがって、韓国政府の賃金抑制型の労使関係法改正とは、真っ向から利害が対立する。南北分断状況下では、労働運動の政治化を弾圧せざるを得ないといった冷戦論理が、対外的に通用することはもはや望めないであろうし、競争力向上および市場開放危機感から劣悪な労働条件を強制することも、対内的に通用し得ないことを、この間の情勢は物語っている。

7. 加盟の評価

念願のOEC加盟を果たした1996年、韓国経済は、1993年後半以降の急速な景気拡大局面を終えて、極度の不振へと陥った。7~9月期の成長率6.4%（韓国銀行速報値11月29日付日

経)は、1993年4－6月期以来の低さであり、同年経常収支赤字は237億1,600万ドルで、過去最高であった前年95年の約89億5,000万ドルの2.6倍に達した。その内訳をみると、貿易収支赤字が152億7,780万ドルで前年度の約47億5,000万ドルの3.2倍、貿易外収支赤字は76億8,260万ドルで前年度約36億4,000万ドルのやはり2倍以上に達している⁽³²⁾。ドル高・円安への反転とともになう相対的ウォン高の進行による輸出競争力の低下、および半導体価格の急落や石油価格の急騰などといった国際的与件がすべて悪条件として韓国経済を直撃したことが主な要因である。しかし、より国内構造的には、一部工業製品に著しく偏向した輸出構造や、エネルギー消費効率の悪さ、特定巨大財閥への過度な経済集中、国内過剰消費の体質化など深刻な要因を見過ごすわけにはいかない。また、先にみたように、最近の韓国経済では、製造業部門への外国人投資が停滞する一方で、大型海外投資が活発であり、これが輸出停滞・輸入誘発要因となっていること、つまり、国内産業構造の空洞化現象がすでに進行していることなど、従来の構造的問題に加えて、新たな課題が台頭してきているのが現状である。対外依存度が極めて高い成長路線を長期にわたって展開してきた韓国経済の、揺れ幅の大きさは今に始まることではないとはいえ、昨年の数値は危機的であるといえよう。

本稿で考察したように、韓国経済においては、その規模の大きさに比して経済諸制度の前近代性が、実物経済の急成長ぶりに比して金融産業

の非自律性が、甚だしいギャップを現している。先進国化を目指したO E C D 加盟推進過程では、むしろ韓国経済と先進国基準との格差を浮上させる結果となつたが、これは、韓国経済の今後の戦略的課題を再検討するには絶好の機会となりえた可能性があった。すでに指摘したが、問題はその可能性をサボタージュしたことであり、そもそも「先進国化」という概念そのものに対する再検討という、極めて興味深い論争空間を創出しえなかつたことは、何とも悔やまれる。N I E S の旗手と賞賛された韓国が、先進国クラブの要求に従つて、他律的に経済改革を志向するといった姿勢が、韓国のアジアにおける、あるいは広く発展途上国経済における位置と責任からいって、はたして妥当であったかという疑問と不満も強く残る。何よりも、韓国経済自身にとって、O E C D に一日も早く加盟することの経済的メリットは、少なくとも本稿の貧しい考察の中では見いだせなかつた。現金泳三政権の支持率が、大統領就任当時の8割近くから2割以下に急落したという報道からみても、それが政治的効果を生みだしたとも思えない。O E C D を説得するための労力は、他に向けられるべき対象が無かつたのであろうか。

今日、韓国における最大関心事となっている「韓宝事件⁽³³⁾」は、様々な意味で、象徴的である。計画性の無い財閥グループの大規模事業、競争もなく自律性もない大手銀行の採算性のない融資、両者の間で不正な暴利をむさぼる権力中枢政治家。何も目新しいことではない。極論すれば、韓国経済の奇跡的ともいわれる高度成

(32)1996年数値は、韓国銀行2月16日発表速報値(1997年2月17日付日本経済新聞)、1995年度数値は、前出『経済白書』1996年版、43ページ

(33)韓宝グループは韓国3大財閥のひとつで、資産規模は14位(1995年基準)。その中心企業である韓宝鉄鋼が、浦項製鉄に次ぐ韓国第二の規模を持つ製鉄所を唐

津に建設中に倒産した。資本金900億ウォンの企業に総額5兆ウォン以上を投資した結果、4兆2,500億ウォンの負債を出したことから、系列金融機関による違法融資および大物政治家による贈収賄が明るみにて、グループ会長をはじめ、大統領側近政治家、銀行頭取ら10名が起訴された。

長は、この3者の癒着の歴史でもあった。O E C D加盟を果たした韓国経済に対する国際的信頼は、むしろ急速に低下し、危機に瀕する韓国経済の国際的環境はますます厳しいものとなっている。にもかかわらず、2月18日に開幕した臨時国会本会議では、韓宝事件にかかわったとされる金大統領の二男に対する疑惑究明でもちきりである。これも「経済危機慣れ現象」とでも呼ぶべきであろうか。しかし、1986-88年の「三低景気」や、1993-95年の「円高・半導体景気」の再来を待つ姿勢こそが危機の本質である。韓国経済は、確実に今、岐路に立っているし、その成長路線の抜本的見直しは急務である。O E C D加盟は、その契機のひとつになりえたのか。従来の路線に対する賞賛で固めた勲章として認識されたならば、何よりもそれが早期加盟のデメリットであるといえよう。

最後に、付言しておきたいことがある。O E C D加盟推進のメイン・コンセプトであった「国際化」への期待である。韓国の民族主義は、統一国民国家形成の挫折という今世紀の苦行から、それが反日であれ克日であれ「対日民族主義」的傾向が極めて強い。もちろん、これには

日本の、とりわけ為政者の貧弱な歴史観にも相応の責任があることは言うまでもない。しかし、例えば、対日貿易不均衡問題などは、日本との交渉、日本への要求によって解決される問題ではなくなり始めている。「世界の中の韓国」を認識するということは、自負ばかりでなく自戒を込めて行うべき作業であると考える。分断国家として、北朝鮮との競争意識から、韓国に対する国際的評価を高めようとしてきた外交的姿勢も、今、克服すべき時に来ている。冷戦時代の終焉は、韓国経済を西側自由経済の一員として賞賛しようという動機を失い、自由化・規制緩和といった市場万能主義に偏った開放要求へと転換している。流動化を増す朝鮮半島情勢を鑑みても、韓国が、韓国経済が、真に国際化を志向することの意味は、単純ではない。植民地支配から分断を経て、工業化を推進し、一定の文化的生活水準を達成してきた韓国国民の苦行の果ては、先進国入りを承認してもらうことに価値を見いだせるであろうか。誰のための自由化であり、誰のための開放化であるのかが、今からでも問い合わせられるべきである。